田原市耕作放棄地再生利用補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、耕作放棄地の解消及び有効利用を図るため、耕作放棄地の再生利用を行う農業者又は農業法人（以下「農業者等」という。）に対し、田原市耕作放棄地再生利用補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、「耕作放棄地」とは、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域をいう。）の農地で、「農地法の運用について」の制定について（平成２１年１２月１１日付け２１経営第４５３０号・２１農振第１５９８号農林水産省経営局長・農村振興局長連盟通知。以下「運用通知」という。）第３第１項第３号ア（ウ）ａで定める農地(以下「緑区分」という。)及び第３第１項第３号ア（ウ）bで定める農地(以下「黄区分」という。)をいう。

　（補助対象事業、補助率等）

第３条　補助金の交付対象となる事業（以下「事業」という。）は、耕作放棄地を耕作できる状態までに再生するための別表に掲げる事業とする。ただし、国等の補助対象となるものは、除く。

２　補助金は、予算の範囲内において、別表に掲げる基準により交付する。この場合において１００円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

　（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする農業者等（以下「申請者」という。）は、田原市耕作放棄地再生利用補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

　（補助金の交付決定）

第５条　市長は、前条の規定により交付申請を受けた場合は、別に定める田原市耕作放棄地再生利用審査会で審査し、適当と認めたときは、田原市耕作放棄地再生利用補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による交付決定に際しては、必要な条件を付すことができる。

　（申請内容の変更）

第６条　前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更しようとするときは、速やかに田原市耕作放棄地再生利用補助金交付変更申請書（様式第３号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

　（実績報告）

第７条　交付決定者は、事業が完了したときは、田原市耕作放棄地再生利用事業完了実績報告書（様式第４号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

　（補助金の額の確定）

第８条　市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、田原市耕作放棄地再生利用補助金確定通知書（様式第５号）により交付決定者に通知するものとする。

　（補助金の請求）

第９条　交付決定者は、補助金の額の確定後、田原市耕作放棄地再生利用補助金交付請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

　（補助金の取消し及び返還）

第１０条　市長は、交付決定者又は補助金の交付を受けた農業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　(1) 耕作放棄地再生利用事業の完了の日から５年を経過するまでの間において、農地

が良好に管理されてないと認められたとき。

　(2) この要綱の規定に違反したとき。

　(3) 前２号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、補助金の交付を受けた農業者等が死亡したとき、心身に著しい障害を生じたとき又は災害その他特別な事由により返還が困難と認められる状況にあるときは、この限りでない。

　（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

　（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第１０条の規定については、この要綱の失効後もなお効力を有する

附　則

　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、同年３月３１日から施行ずる。

附　則

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象農地区分 | 補助対象事業区分 | | 補助対象経費 | 補助対象  事業費  上限額 | 補助率 | 交付対象者 |
| 緑区分 | 再生事業 | 施設に関係する障害物除去、施設撤去に伴う整地等 | 再生事業及び補完事業に要した費用（工事に係る委託料、機械・器具リース料及び燃料代、その他必要と認められる費用） | 再生事業と補完事業を合わせて、施設面積10a当たり2,000千円 | １/２以内  （認定新規就農者は３/４以内） | 当該耕作放棄地に１年以内に、新規に５年以上の使用貸借権を受ける、受けることが確実であると見込まれる、又は売買等により当該耕作放棄地を取得する若しくは取得することが確実であると見込まれる農業者等（ただし、３親等内の親族間においての使用貸借権の設定又は権利移転の場合、並びに申請者及び申請者と同一世帯の者が市税等の滞納者である場合は、交付象者としない。） |
| 補完事業 | 再生事業と同時に実施する施設内の草刈り、廃棄物処理等 |
| 黄区分 | 再生事業 | 障害物除去、伐採・伐根、深耕、整地等 | 再生事業及び補完事業に要した費用（工事に係る委託料、機械・器具リース料及び燃料代、その他必要と認められる費用） | 再生事業と補完事業を合わせて10a当たり2,000千円 |
| 補完事業 | 再生事業と同時に実施する客土、施設修繕、廃棄物処理等 |